



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

■発行者: 松久 三四彦 ■編集者: 大嶋 明子

ホクネット初の被害回復訴訟 (株)即決営業に返金求める

消費者支援ネット北海道（ホクネット）は8月6日、経営コンサルタント事業などを行う株式会社即決営業（大阪市）が、消費者にクーリング・オフができないなどと説明して情報商材の売買契約を結び、クーリング・オフを望む消費者から不当な利得を得たとして、消費者裁判手続特例法に基づき、対象消費者が既払金の全額返金請求ができることの確認を求める被害回復訴訟（共通義務確認訴訟）を札幌地方裁判所に提起しました。ホクネットが同法に基づき提訴するのは、2021年10月に特定適格消費者団体に認定されて以来初めてです。



記者会見で初の被害回復訴訟の提起を発表するホクネットの松久三四彦理事長（前列左）ら
8月6日、北海道司法記者クラブ

■情報商材販売でクーリング・オフ妨害■

詳細はホクネットのホームページをご覧ください。

訴状では、被告の即決営業は、Web 会議ツールを用いたオンラインのコンサルティングに参加するための URL を送信して参加者を勧誘し、営業活動の能力向上を目的とした商品と研修の売買等契約を締結した際、特定商取引法に反してクーリング・オフに関する事項を書面などで明示せず、消費者に対してクーリング・オフができないと説明し、契約書には

（2ページに続く）

(1ページから続く)

「申込者はいかなる返金も受ける権利はない」と記載していました。消費者庁は 2024 年 9 月、同社に対し特商法違反で、電話勧誘販売に関する業務の一部を 3 か月間停止するよう命ずる行政処分を行いました。

ホクネットは、①同社に関する相談が全国の消費生活相談センターに、2021 年 4 月 1 日から 2024 年 7 月 11 日までに 125 件寄せられ、実際の被害はさらに多数に上ると推定されること、②書面の不交付によりクーリング・オフ期間が未経過で、その行使により契約を解除し既払金の返還を求めるもので、対象消費者と被告との争点は共通であること、③クーリング・オフ行使が認められれば、その後の簡易確定手続きにおいて、被告が対象消費者から受領した金額は容易に算定できること一が消費者裁判手続特例法に基づく被害回復訴訟の要件を満たすと判断し、提訴に至りました。

裁判は2段階で行われ、第1段階の「共通義務確認訴訟」では、裁判所が事業者の賠償義務があるかどうかを判断します。消費者団体が勝訴すると第2段階に移り、団体は被害者に裁判への参加を呼びかけ、裁判所が賠償額を決めます＝図参照＝。

豆知識

消費者団体訴訟

●差止請求訴訟

不特定で多数の消費者に対して不当な勧誘や契約条項、表示などの不当な行為をやめるよう、事業者者に求めます

▶ **適格消費者団体**が消費者に代わって行います

●被害回復訴訟

多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、集団的な被害の回復を求めます

▶ **特定適格消費者団体**が消費者に代わって裁判手続を行います

ホクネットはどちらの訴訟も行うことができる団体です。

集団的消費者被害の回復制度って？

対象になりうる被害の例

- ・購入した商品等に欠陥があったときの損害賠償請求
- ・契約を解除したことに基づく支払った代金の不当利得返還請求
- ・事業者の不法行為による損害の賠償請求

■手続きの概要



事業者の責任が認められてから消費者が参加できる



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 12 丁目 1-55 ほくろうビル 3 階

電話番号: 011-221-5884

FAX 番号: 011-221-5887

電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp